

クラウドに関する近時の法的課題

虎ノ門南法律事務所
弁護士 上沼 紫野

はじめに

- **第1 著作権法上の動向**
- **第2 民法改正の影響(約款)**
- **第3 個人情報・マイナンバー等**

1.1 著作権法

■ クラウドサービスに関する日本の著作権法の特徴

– 著作権法

権利規定

21条 複製権

23条 公衆送信権

権利制限規定

個別限定的な規定

47条の5(送信の障害の防止等のための複製)

47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)

47条の9等(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

公衆用設置自動複製機器による複製(私的複製の例外)

1.1.1 著作権法の課題

■ 裁判例

- 権利行使場面での拡張傾向

カラオケ法理

- ・カラオケとは、私人が非営利目的で歌唱する歌唱者自身の行為は、著作権を侵害せずでは、行為主体をカラオケ設置店舗と考えると？

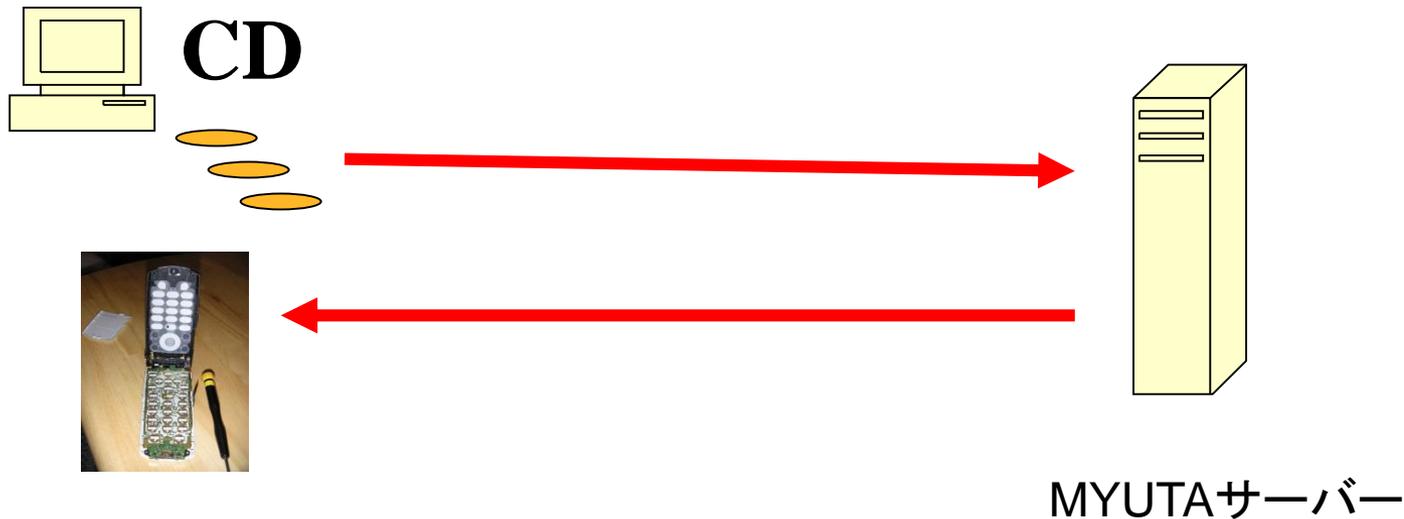
物理的行為を行っていない者を規範的に侵害主体と判断

- ・cf. ロクラクII 最高裁判決2011年1月20日

1.1.1 著作権法上の課題

■ 関係裁判例:

- MYUTA事件 東京地方裁判所 2007年5月25日

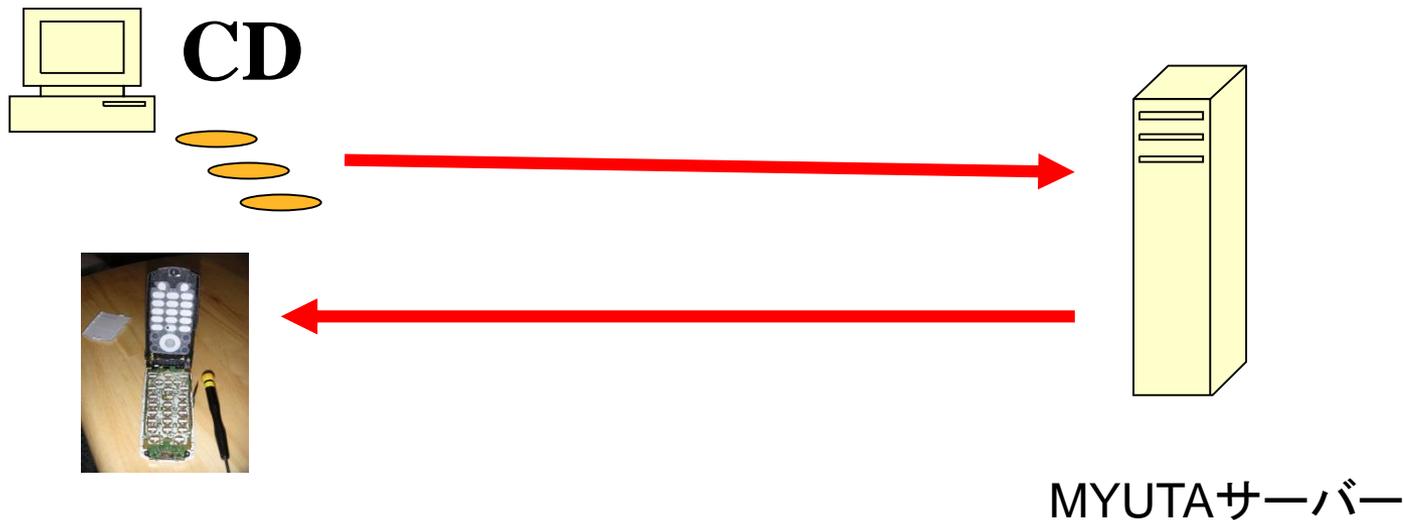


自己の蔵置したデータにアクセスできるのは蔵置した者のみ
ユーザーから見れば、私的複製
裁判所は、複製を行っているのは事業者として、著作権侵害と判断
判断要素として、
「個人レベルでは、技術的に相当困難であること」

1.1.1 著作権法上の課題

■ 関係裁判例:

- MYUTA事件 東京地方裁判所 2007年5月25日



自己の蔵置したデータにアクセスできるのは蔵置した者のみ
ユーザーから見れば、私的複製
裁判所は、複製を行っているのは事業者として、著作権侵害と判断
判断要素として、
「個人レベルでは、技術的に相当困難であること」

1.1.2 著作権法上の懸念に対する対応

H27.2 文化審議会著作権分科会

著作権等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」

・対象としたクラウドサービス:ロッカー型4種類分類の視点

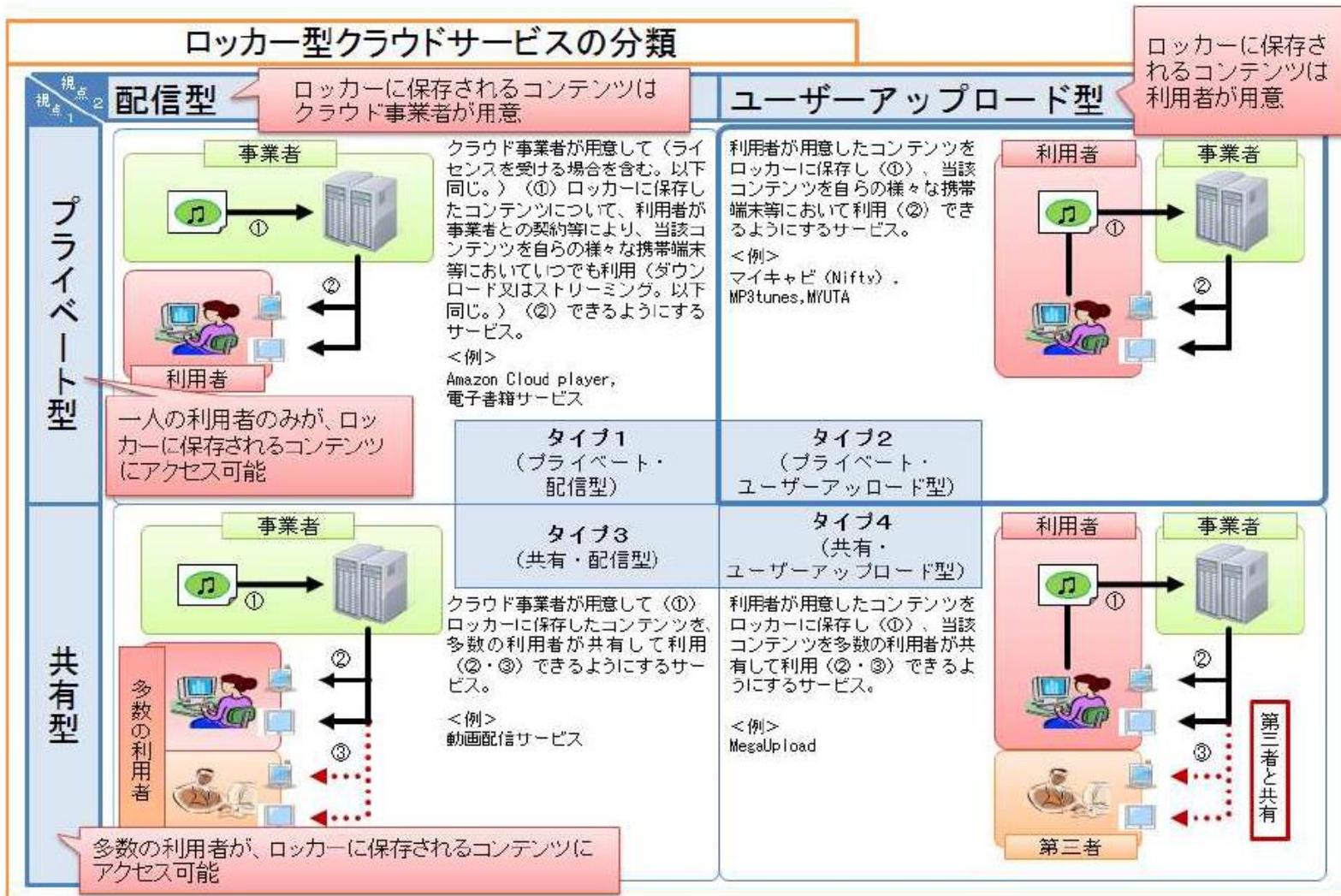
[1]ロッカーに保存されるコンテンツにアクセスできる者は誰か

- ・プライベート型(ユーザー1名のみ)
- ・共有型(多数の利用者がアクセス可能)

[2]ロッカーに保存されるコンテンツを誰が用意するのか

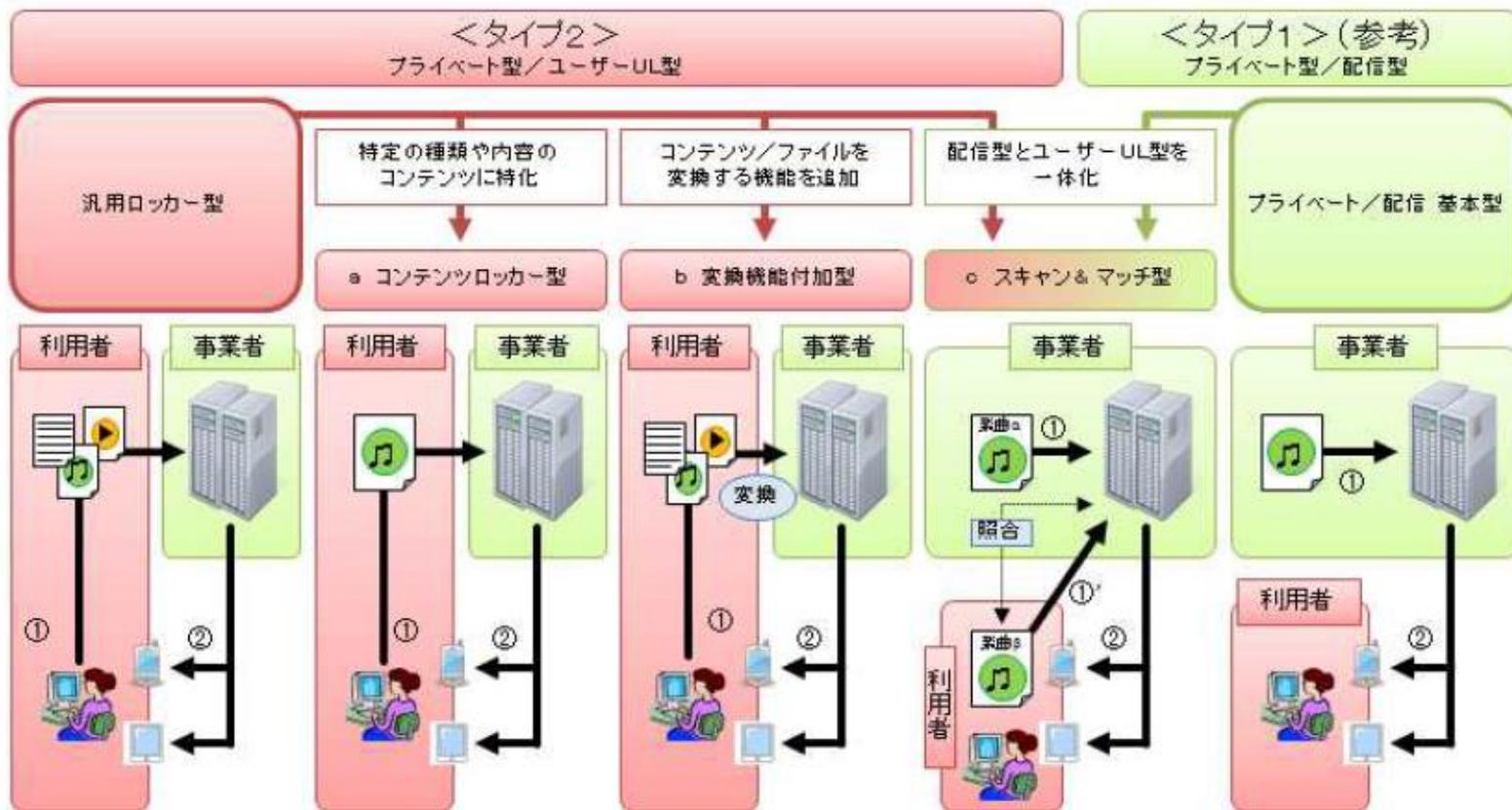
- ・配信型(クラウド事業者が用意)
- ・ユーザーアップロード型(ユーザーが用意)

1.1.2 著作権法上の懸念に対する対応



1.1.2 著作権法上の懸念に対する対応

プライベート・ユーザーアップロード型



【図2】 ロッカー型クラウドサービス タイプ2の詳細

1.1.2 著作権法上の懸念に対する対応

H27.2 文化審議会著作権分科会

著作権等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

検討の対象： タイプ2のみ

プライベート・ユーザーアップロード型

理由：

タイプ1, 3は許諾必要： 実際に契約ベースで行われている

タイプ4 は公衆送信権侵害：許諾必要 → 法改正不要

1.1.2 著作権法上の懸念に対する対応

H27.2 文化審議会著作権分科会

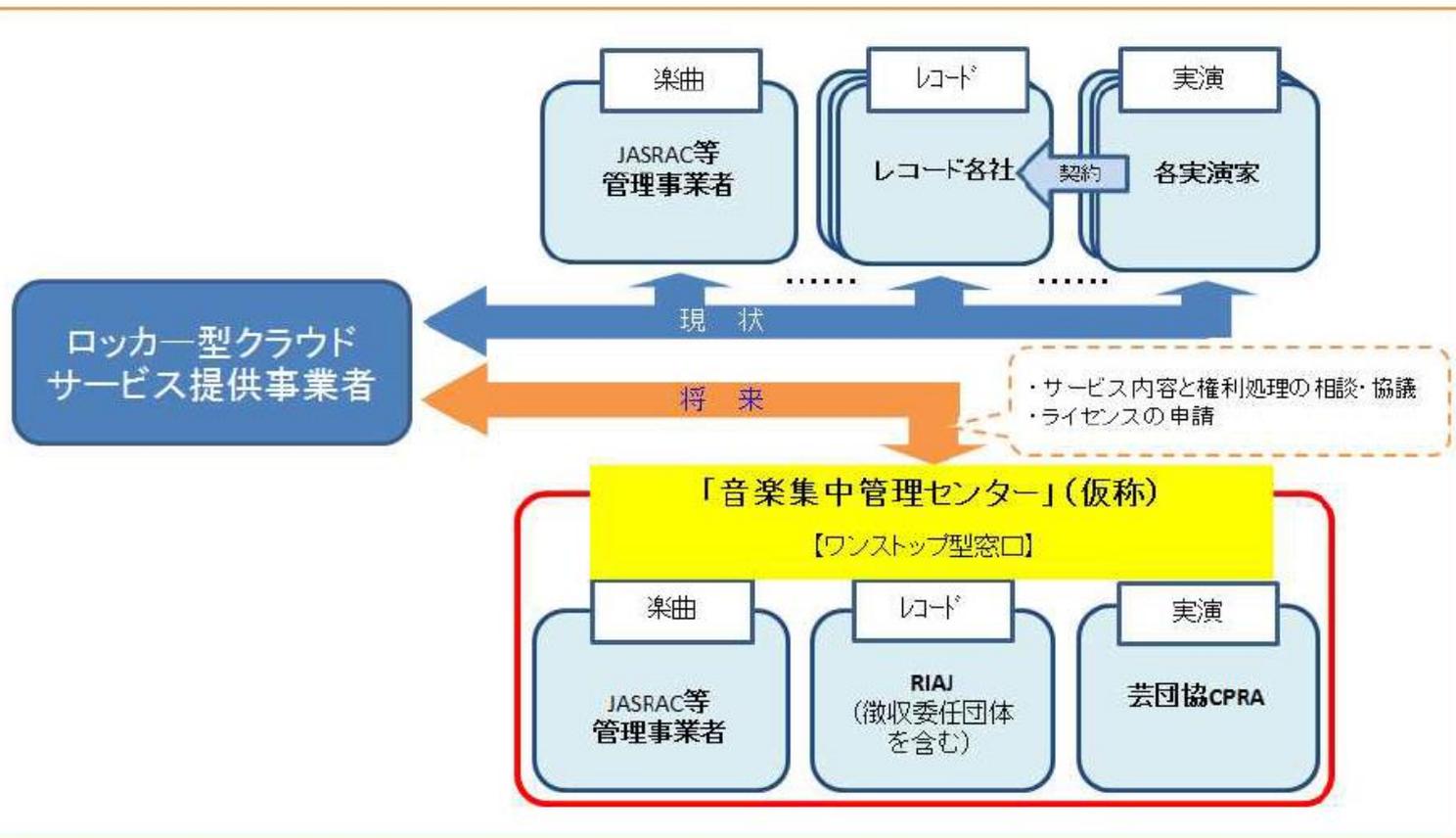
著作権等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会 「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」

- → 結論)
 - 検討対象をロッカー型クラウドサービス
(プライベート・ユーザーアップロード型に限定)
私的複製として権利者の許諾は、原則不要
法改正は不要
 - ただし、サービスに含まれる全ての機能及び提供態様全体としてみた上で、個別の事案ごとに判断される
- (Q MYUTAの懸念点は払拭されない)
- 公衆用設置自動複製機器該当性：両論併記
理由)クラウド上のサーバーは想定されていなかった・・・など

1.1.2 著作権法上の懸念に対する対応

H27.2 文化審議会著作権分科会報告書

「集中管理による契約スキーム」の構築に向けた権利者からの提案



2 民法改正の影響

■ 今国会提出

基本的には、債権法を改正

施行：原則として公布から3年を超えない日

目的)

- ・用語・表現の難易性の解消
- ・条文の文言と判例・学説との乖離の解消

→ クラウドサービスに関係の深そうな部分

- ・定型約款
- ・委任
- ・時効

2 民法改正の影響

(1) 定型約款

(1) 定型約款に関して

- ① 定型約款の定義
- ② 定型約款の具体例
- ③ 定型約款における注意
 - (i) 不当条項
 - (ii) 約款の変更
- ④ 既存の約款に対する対応

① 定型約款の定義

定型約款の要件

- ① 不特定多数の者を相手方とする取引で
- ② 画一的な内容であることが双方にとり合理的
- ③ 契約の内容とすることを目的として
特定の者により準備された条項の総体

② 定型約款の具体例

- 定義上は、BtoCのみならず、BtoBも含まれる
 - パッケージ型ソフトウェアの購入・ライセンス、インターネットを經由した取引等は 定型約款
- ★ 定型取引合意の前又は後相当期間内に請求があった場合、遅滞なく、相当な方法で提携約款の内容を開示する義務あり(既に交付、公開されていた場合は不要)

③ 定型約款における注意

(i) 不当条項規制

不当条項については、合意しなかったものと見なされる

下記の両方の要件を満たすもの

- 相手方の**権利を制限**又は**義務を加重**かつ
- (定型取引の態様・実情並びに取引上の社会通念に照らし)民法1条2項規定の基本原則に反して**相手方の利益を一方的に害する**

③ 定型約款における注意

(i) 不当条項規制

(参考)消費者契約法第10条

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、

消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、

民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、

無効とする。

(i) 不当条項規制

消費者裁判手続特例法(未施行)

(正式名称: 消費者の財産的被害の集団的な回復のための 民事の裁判
手続の特例に関する法律)

・平成25年12月11日公布 (公布の日から3年を超えない範囲)

- 一定の消費者被害について、特定の団体に集団訴訟を行うことを認めることにより、消費者被害の回復を図る法律
- 特定の団体が提起する、多数の消費者に共通する義務確認の手続(一段階目)と、個別消費者の債権の確定手続(二段階目)からなる。

→ 集団訴訟の提起が容易に！

約款の策定・変更にあたっては十分に注意が必要

(i) 不当条項規制

消費者裁判手続特例法

- 対象となる請求
事業者が消費者に対して負う**金銭の支払義務**であって、**消費者契約**に関する以下の請求に係るもの
 - 被告となる者は消費者契約の相手方である事業者
 - ① 契約上の債務の履行の請求
 - ② 不当利得に係る請求
 - ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
 - ④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
 - ⑤ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求
債務の履行、勧誘・幫助をする事業者も被告になる
- ・拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料は対象とならない

③ 定型約款における注意

(ii) 定型約款の変更

- 変更への相手方の個別の同意不要
- 変更可能な場合

ア 変更が相手方の一般の利益に適合

又は

イ 変更が契約の目的に反せず、変更が合理的
(合理性の判断要素)

- 変更の必要性
- 変更後の内容の相当性
- 定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容
- その他の変更に係る事情

(ii) 定型約款の変更

(ii) 定型約款の変更

変更をする場合

- ・効力発生時期を定める
- ・以下の内容をインターネットその他の適切な方法で周知
 - ✓ 定款を変更する旨
 - ✓ 変更後の定型約款の内容
 - ✓ 効力発生時期
- ・効力発生時期が到来するまで周知をすること

2 民法改正の影響 (2)

(2) その他 クラウドサービスに当たっての注意点

- ・委任・請負

未完成な場合の報酬請求権(出来高報酬)が明記
(受任者は、既にした履行の割合に応じて)報酬請求

認められる場合

- ・委任者(注文者)の帰責事由によらず未完成・未終了
または

- ・請負(委任)が完成(終了)前に解除

対策) 報酬と支払時期を設定

見積書、請求書等の内訳

2 民法改正の影響 (2)

(2) その他 クラウドサービスに当たっての注意点

- ・委任(現行法もそうだが・・・)

契約期間があっても、途中解約可能

この場合の損害賠償に報酬を含まない(条文上明記)

→ 一定期間を見込んで料金設定をした場合は？

対策)

- ・契約期間満了前の解約制限
- ・途中解約の場合割増金額の請求権

2 民法改正の影響 (2)

(2) その他 クラウドサービスに当たっての注意点

・時効

(1) 債権者が**権利を行使することができることを知った時から5年間**行使しないとき。〈主観的起算点〉

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。〈客観的起算点〉

■ ⇒ **商法522条(商事消滅時効)**が削除される。

■ **職業別短期消滅時効制度廃止**

- Cf 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

3 個人情報保護法改正

1 現国会提出 施行:公布の日から2年を超えない日

2 改正のポイント

①個人情報の定義の明確化

- ・身体的特徴等 & 要配慮個人情報(機微情報)

②適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報の加工方法、取扱等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等

③個人情報保護の強化

- ・トレーサビリティ(第三者提供に係る確認記録義務)
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

④個人情報の取扱のグローバル化

外国にある第三者への個人データの提供への制限

⑤その他: オプトアウト規定、利用目的の変更を可能とする規定

3 個人情報保護法改正

1 個人情報

「個人識別符号が含まれるもの」が明記された

2 匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

3 第三者提供

- ・ 要配慮個人情報を除く
- ・ 一定の事項を個人情報保護委員会規則で定めるところにより、予め、本人に通知し、又は容易に知り得る状態に置くと共に個人情報保護委員会に届け出る
- ・ 第三者に提供した場合、委員会規則で定めるところにより、個人データを提供した年月日、第三者の氏名等の記録を作成し、保存

3 個人情報保護法改正

■ 外国にある第三者への提供の制限

- 外国の第三者に個人データを提供する場合、予め本人の同意を得る必要がある

■ Cf. 海外への情報の移転

輸出管理法制 特定の情報については、国外の移転に制限

ex 兵器に関連した技術等

以下の契約が締結されている場合には適用を受けない

- ・利用者自らが使用するためにデータを保管することのみを目的とする契約
- ・犯罪捜査の裁判所命令、サービスを運営するために不可欠等による正当で特別な理由がない限りは、クラウドサービス提供者が利用者のデータを閲覧・取得することはないことが記されている契約

平成25年6月21日経済産業省貿易経済協力局長通達

3. 1 特定個人情報

■ 個人番号 → いわゆるマイナンバー

- 2015年10月から配布開始 2016年より運用開始
- 「特定個人情報」 個人番号(マイナンバー)やそれに対応する符号をその内容に含む個人情報をいう
 - 個人番号は、それ単体でも個人情報であるが・・・
 - 番号法によるさらなる規制あり
 - 利用・提供・収集の制限 廃棄にも制限あり
 - 事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要
- ①委託先の適切な選定(設備、技術水準、監督状況等の確認)
- ②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
(秘密保持義務、特定個人情報の持出、目的外利用の禁止、委託終了後の返却・廃棄、従業者に対する監督・教育、報告)
- ③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
(再委託先にも監督義務、また、再委託に委託者の許諾を要す)

3. 2 特定個人情報とクラウド

特定個人情報保護委員会 ガイドラインQ&A

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/answer/>

Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービスを利用していたら、委託に該当するか？

A 個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うかどうか
が基準（取り扱わない場合は、事務の委託ではない）

取り扱わない場合とは？

- ・契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められている
- ・適切にアクセス制御が行われている

3. 2 特定個人情報とクラウド

特定個人情報保護委員会 ガイドラインQ&A

Q3-13 クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、クラウドサービスのユーザーがクラウドサービス事業者に対し、監督を行う義務は課せられないか？

A クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、委託先の監督義務は課せられないが、クラウドサービスの利用者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、クラウドサービス事業者内にあるデータについて、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。

3. 2 特定個人情報とクラウド

特定個人情報保護委員会 ガイドラインQ&A

Q9-2 個人番号を暗号化等により秘匿化すれば、個人番号に該当しないか？

Q9-3 個人番号をばらばらの数字に分解して保管すれば個人番号に該当しないか？

…一定の法則に従って変換したものは個人番号

また、ばらばらにしても復元して利用するのが前提となっているので、全体として、個人番号

施行前に予め準備が必要

- ・規約の改定等